江戸川区議会において区民の陳情に対して憲法第16条に基づき「ノーノー」をしないことを求める陳情

(総務委員会付託)

受理番号 第212号 受理年月日 平成26年9月22日

付託年月日 平成26年9月30日

. . . .

陳 情 原 文 平成26年7月度の総務委員会の会議録がホームページで公開されました。そこでなにやら、憲法第16条で保護された国民の権利である請願権(陳情含む)について、総務委員会委員の発言は誠に不適切であり、憲法、地方自治法に抵触する重大な発言であると考えます。

陳情者がいいたいことは、区民に選挙で選ばれた各委員の方々が、区民の声に対して、区政のチェックを行うという立場で、どのように考えられるかということの意見を求めるものであり、また、陳情を申し立てている訳ですから、その陳情をあげること自体に対して、委員が「ノーノー」でいいのではないか等といってしまえば、陳情をする者に対する権利の侵害という他はなく、まして、「神経を疑う」である等とする発言は、陳情者に対する、いわば「侮辱」に該当する発言としか考えることができません。

また、本事件である多田区長を一般職員(法務係長並びに文書係主査)が日常的に「区長さん」という呼称で呼ぶことについては、区長の手紙により多田区長自身が不適切であるとの回答後も、文書係主査が「区長さん」との呼称を使用したことで、このような習慣並びに慣例があるのですか、という単純な疑問から、陳情者も区長の手紙の回答同様、来庁者が耳にした際は如何なものでしょう、という議会に対する単純な陳情にすぎません。

また、情報公開法違反や区の条例違反、さらに文書の保存年限等が、守られず訴訟に発展している事件のさなかのことでありました。職員がプライドを持って業務に就業している等とは思えず、訴訟にまで発展している事件も複数件に至っています。役所の一般職員が、区長を「区長さん」等と気安く勤務時間内に、あたかも「あだ名」で呼ぶような教育方針を江戸川区が行っているのかいないのか、という確認でもある陳情であることから、適切か不適切かを議場に諮れない理由がわかりません。陳情者には「ノーノー」の意味こそ、まるで不明であることから、憲法第16条及び地方自治法第109条に基づき、下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 区政に関心を持ち、意見や陳情をする法の権利を侵害しないこと。
- 2 付託された委員会で、陳情について「ノーノー」するなら、法令に基づき議会運営 委員会で付託しないか、法令改正を行うこと。